

下請建設業者ヒアリング結果概要

1. 元請業者から低価格で受注した理由

【当初から原価割れと認識して受注した場合】

- 受注の可否に関係なくかかる費用（労務費や保有機械等の維持費）に充てるため。
- 原価割れとわかっているにもかかわらず、元請の現場所長に頭を下げられると受注を断ることができない。受注を拒否すると今後の工事をもらえない恐れがある。
- 今まで取引のなかった元請の下請に入ることにより、継続的な取引関係を構築し、受注機会を拡大したかったため。
- 発注者の尽力により下請に入ることができたため、その後採算が取れないことが判明しても断ることができない状況にあった。
- 受注時は赤字でも、設計変更等による増額や工事完成後の維持管理収入が期待できたため。

2. 元請業者の低価格受注等による下請への影響

【工事全般】

- コストの削減を行わざるを得ない。
具体的な削減内容：2次下請の外注費／職人の数／資材調達費
- 本支店経費や保有機械等の更新に必要な減価償却費が確保できない。
- 土中等の見えない部分で手抜きをする可能性が高くなる。
- 次回以降の価格交渉の際に不当に低い価格での対応を求められる。
- 元請が適正工期で受注しないことに起因する工期の遅れや、ゼネコンの技術者のレベル低下等により赤字になることがある。
- 元請の現場管理能力が低下しており、下請けの現場監督員の負担が増えている。
- 無理な工期短縮に伴うコストの増大がある。
- 公共・民間にかかわらず厳しいが、特に民間マンション工事の赤字が大きい。
- 後工程になるほどしわ寄せがきつくなる。

【見積り】

- 元請の赤字受注を踏まえて見積りするよう元請から指示を受けた。
- 元請が受注する際、下請の見積りを反映することはない。
- 見積り条件は、元請がリスクを回避するために元請に有利に設定している。

【当初契約】

- 元請が低価格で受注すると、その割合で契約させられる。
- 工事の難易度を考慮せず、一般的な単価で積算した額で契約させられる。

【指値発注】

- 下請による見積りの50～70%で指値される。
- 元請負人は複数社から見積りを取るが、下請代金について社会保険に加入していない事業者から提出された最も安い見積額と同額とするよう元請負人から強要される場合がある。このような価格水準では従業員への社会保険加入が維持できない。
- 契約前の着工を余儀なくされ、工事途中や工事終了後に指値されることがある。
- 見積りに際して元請から十分な現場説明や図面や設計図書の提供等を受けず、不十分な情報に基づく見積り・契約を強いられる。
- 契約前に下請に職人を確保させ、逃げられない状況を作った上で指値される。

【赤伝処理】

- 赤伝処理の一例
 - ・産業廃棄物処理費、駐車場代金、清掃費、プレハブ代、仮設置・補修費、エレベーター使用料、仮設トイレ使用料、用水光熱費、安全協力会費等
 - ・当初は元請が支給すると言っていた材料費や揚重レッカー代
 - ・下請の責によらない突貫工事のために元請が高値で調達した職人の労務費
 - ・下請の責によらないやり直し工事の代金
 - ・元請が支給すると言っていた材料費や揚重レッカー代
- 産業廃棄物処理費については、産業廃棄物を排出しない業者も含め全ての下請に対して一律に均等負担を強いる。
- 作業終了後の残材を持ち帰り、自社が負担する産廃費用の負担がないのに、他社の作業により発生した産廃費用まで赤伝処理されることがある。
- 不当な赤伝処理を隠すゼネコンのテクニックは巧妙になっており、行政の検査があっても違法な赤伝処理が発覚しない。

【支払】

- 手形の割合が高いため、労務費相当分を現金でまかなうことができない。
- 追加工事の支払が完成引渡の3ヶ月後に行われることがある。
- 保留金の解除を求めた場合、追加変更工事代金の交渉ができなくなることを条件にするため、保留金の解除を求めることができない。
- 自ら請け負った工事だけでなく、工事全体が終了するまで保留金が解除されない。

3. 原価割れとならないための下請業者の工夫

- VE提案やコストの縮減可能な工法変更を行う。
- 元請の指示に先立って工事の段取りを行うことによって作業効率を上げる。
- 工事実施に費やした経費を記録し、元請に追加費用を粘り強く請求する。
- 受注数量、職人の延べ労働時間、材料の出荷証明等を記録・保存し、書類に基づき追加費用を元請に請求する。
- 元請に段取りをよくすることを依頼する。

4. 工事契約後のコストアップ要因

【当初は原価割れでないが、条件変更により原価割れとなった場合】

- 当初契約時には明確な設計図書や詳細図面がなく、詳細が判明した時点で追加工事分を請求したものの、認められなかったため、原価割れとなった。
- 元請の段取りの悪さにより、前工程の工事の遅延による突貫工事や手戻りによる追加費用を負担したため（元請負人が臨時で追加手配した職人等費用の下請への押しつけ等）。
- 土質等の現場の状況が図面とは異なっていたものの、これに伴う追加費用の負担を強いられたため。

【引渡し後の不当なやり直し工事等の要請】

- 引渡し後一定期間経過後に、汚れたので無償で修繕してほしいという依頼が頻繁にある。

【追加・変更契約】

- 数量変更を伴う場合は変更契約を認めてもらえるが、下請の責によらない工期延期や突貫工事に伴う労務費の増大については認めてもらえない。
- 追加工事の契約単価は、当初工事の70%程度での契約を求められる。
- 発注者、元請、前工程の業者の責任による追加・変更工事の費用を、下請に責任がないにもかかわらず負担させられた。
- 発注者の支払の有無により、元請から下請への支払が決まることがある。

5. 発注者側の課題

- 公共・民間を問わず、発注者が適正な積算基準に基づいて発注すべき。
- 発注者の事前調査不足等により明確にされるべき条件（土の捨場の利用制限、障害物の存在）が示されないため、予期しない工事中止等による工期の遅れ、施工内容・工法等の変更が発生することがあるが、そのコスト負担を強いられる。
- 発注単価が実勢単価よりはるかに低い場合がある。
- 資材価格高騰が発注価格に反映されていない。
- 設計変更による増額の必要性が理解されず、協議すら応じてくれない。
- 発注者が設計変更による増額を認めない場合には、元請業者は増額してくれない。
- 低価格で受注すると、次回以降の工事の予定価格の設定において、基準とされてしまう。
- 元請が追加・変更契約の支払をするかどうかは、発注者の支払の有無による。

6. 違反事項を認識するための端緒情報

- 下請が保管する当初見積書と元請に指示された後の見積書は、指値の証拠となりうる。
- 元請との契約書の日付を実際の契約日から遡ることはしていない。労働基準監督署に提出する安全関係書類で工事着工日がわかるので、契約前着工が分かる。

- 作業日報（出面表）と材料の数量調書を確認すれば適正な工事代金が支払われているか確認できる。作業日報には通常作業と臨時作業毎に毎日の人工が記載されており、元請・下請共に保管している。
- 増加費用の支払いが適正に行われているかどうかの確認として、実施工程表で突貫工事の発生を認識し、出面表で人工を確認、見合った支払がされているかどうかを確認する。

7. その他

- コスト縮減のために VE 提案を行っても、以後の工事で契約額を引き下げられることがあり、企業努力の意欲が損なわれる。
- 国や建設物価調査会等が公表している単価は、実勢価格と乖離しており、公表単価で契約すると赤字が発生してしまう。
- 発注者と元請の間の契約に関する情報をもっと下請に開示すべき。開示により適正な見積等が行える。
- 元請からマンション、ゴルフ会員権等購入を押し付けられた。